

議 事 録

令和4年7月29日(金)午後1時30分から福井市企業局5階大ホールにおいて7月定例会が開催された。

○議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第26号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	原案どおり可決
第27号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第28号議案	現況証明について	〃
第29号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第30号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第24号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第25号報告	農地法第3条第1項の規定による許可の取消の確認について
第26号報告	農地法第3条の3の規定による届出の確認について
第27号報告	農地法施行規則第53条第14号の規定による転用の事業計画の確認について
第28号報告	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について
第29号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消の確認について
第30号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について
第31号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

3 その他

○出席委員 23名

1番	寺井	重治	(参与)
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	(参与)
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	(参与)
18番	野路	直美	
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	

○欠席委員 1名

24番	田村	洋子	
-----	----	----	--

○事務局出席職員

農業委員会事務局

課長補佐	谷	口	智	樹
主 幹	松	本	光	司
副主幹	三	木	真	人
主 査	前	田	大	貴

開 会 午後1時30分

(武澤会長挨拶)

議 長
(6番
武澤会長)

それでは、ただ今から7月の定例会を開催いたします。
なお、田村委員より欠席の連絡を受けております。
議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。
議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号12番 伊川委員、13番 池田委員、ご両名よろしくお願ひします。
それでは、議事に入ります。
第26号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第26号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第26号議案を、原案どおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第27号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第27号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員
でありました 伊藤義明委員から報告をお願いします。

3番

それでは第27号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

伊藤義明委員

調査日は、7月19日、火曜日、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委員2名と事務局3名の計7名で行いました。調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など妥当であり、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。以上でございます。

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第27号議案を、原案どおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第27号議案については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされること、及び開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第28号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第28号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました伊藤義明委員から報告をお願いします。

3番

伊藤義明委員

第28号議案に関する現地調査につきましてご報告いたします。

調査日は7月19日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員5名、事務局3名の合計10名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、全ての案件につきまして、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。以上でございます。

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第28号議案を原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第29号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第29号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山本会長
職務代理者から報告をお願いします。

22番

山本会長職
務代理者

第29号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は7月19日、私と伊藤義明委員、地区担当委員3名、事務局3名の合計
8名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありま
したとおりです。1番の案件については、照会に対して、原状回復命令を行わ
ないと回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。
2番の案件については、地区委員とも協議を行い、原状回復命令を行わ
ないと回答することが妥当との結論に至りましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、まず1番の案件に対し、ご意見、ご質疑等は
ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第29号議案中1番の案件について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復
命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第29号議案中2番の案件に対し、ご意見、ご質疑等はございませ
んか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第29号議案中2番の案件について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第30号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第30号議案 説明)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等がございますか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第30号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。
それでは、第24号報告 ないし 第31号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第24号報告ないし第31号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等がございますか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、山本 会長職務代理者よりお願いします。

22番
山本 会長
職務代理人

本日の定例会は第26号議案から第30号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。また、第24号報告から第31号報告まで全て確認をさせていただきます。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、7月の定例会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後2時30分